

抗原簡易キットを活用した医療機関従事者等への検査の整理表

事業	対象病院	事業期間	使用目的	報告方法	備考
<p>国からの抗原簡易キット配布（<b>国事業</b>）</p> <p>※このホームページで御案内しているものです。</p>	<p>都内病院、有床診療所</p>	<p>令和3年6月からキット有効期限まで</p>	<p>従事者等に症状が現れた場合であつて、管理者が施設運営上の見地から必要と認める場合等に使用</p>	<p>毎月10日までに、前月分の使用実績を東京都担当者経由で国に報告</p>	<p>「院内感染拡大防止にかかる検査等について」で行う検査における活用も可</p> <p>※詳細は別途担当から周知</p>
<p>医療機関における定期的・集中的検査（<b>都事業</b>）</p>	<p>療養病床を有する病院及び精神科病院並びに新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関（申込制）</p>	<p>令和3年4月から令和4年3月まで</p> <p>※当初令和3年6月まででしたが、実施期間を延長しました。また、令和4年1月から新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関を対象に追加しました。</p>	<p>従事者への定期的なスクリーニング検査（週1回程度）のため使用</p>	<p>前週の日曜日から土曜日までの検査実績を翌週月曜日までに都の委託業者に報告</p>	<p>—</p>